

答 申 第 2 3 号
平成 3 1 年 2 月 7 日

高崎市監査委員 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第 1 9 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 3 0 年 3 月 7 日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第 2 5 号

平成 2 9 年 9 月 1 9 日付け（第 1 7 2 - 1 号）「行政文書不存在通知」に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第25号

答申番号：答申第23号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市監査委員が行った決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年8月31日付けで「第70-1号に関する件」とした上で、「施設サービス計画に基づいていない施設サービスに対し、施設サービス費を支払ったことが、介護保険法違反であることが分かる情報」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月19日に、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して請求人に通知した。

（不存在の理由）

請求内容が分かる行政文書を作成及び取得していないため、不存在。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し平成29年11月6日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年12月28日付けで弁明書を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第

30条第1項の規定に基づき、平成30年1月5日付けで反論書を提出した。

6 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に対し、平成30年3月7日付けで本件審査請求事案の諮問を行った。

7 意見書の提出

請求人は、条例第24条第1項の規定に基づき、審査会に対し、平成30年3月26日付けで意見書を提出した。

第3 争点

本件行政文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書、反論書及び意見書において、おおむね次のように主張している。

実施機関は、請求内容が分かる行政文書を作成及び取得していないため不存在としているが、本件請求において請求人が求めた情報は、「高崎市職員措置請求に係る監査の結果について(通知)第70-1号」(以下「第70-1号文書」という。)7頁(イ)に記載されている介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項を抜粋した部分であり、「第70-1号文書」は、実施機関自らが作成したものであることから本件処分を取消し、本件行政文書として「第70-1号文書」を公開するよう求める。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに平成30年3月29日及び同年9月27日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

(1) 請求人の行った本件請求には、「高崎市は介護老人保健施設『●●』の施設サービス計画が未作成であった事例を確認しているにも拘らずに、施設介護サービス費を支給していますが、施設サービス計画に基づいていない施設サービスに対し、施設サービス費を支払ったことが、介護保険法違反であることが分かる情報」と記載されており、本件請求において特定すべき行政文書は、当該事例について高崎市長が介護サービス費を支払ったことが介護保険法違反であることが分かる情報が記載された行政文書と解される。

(2) 本件審査請求において請求人は、本件行政文書は「第70-1号文書」に記載されている介護保険法第8条第28項を抜粋した部分であり、当該文書

を公開すべきと主張している。「第70-1号文書」は、請求人が平成28年4月11日付けで提出した住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）に関し、実施機関が通知した監査の結果である。

- (3) 住民監査請求とは、市民が、市長や市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為や違法又は不当に財産の管理を怠る事実があると考えるときに、監査委員に対し監査を求め、当該行為の防止、是正、当該怠る事実を改め、又は市が被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である。

本件監査請求は、請求人の母が介護老人保健施設等へ入所した際、介護保険法で定める施設サービス計画等を作成する時期が遅れ施設サービス計画等がない状態でサービスを提供された期間が存在し、又は作成されず、作成しても入所者への文書による同意及びその交付をせずにサービスを提供したにも関わらず、当該入所施設が高崎市から施設介護サービス費等の支払いを受けたことは、介護保険法が定める「偽りその他不正の行為」により支払いを受けたものであり、高崎市は当該施設に対し介護報酬の返還と加算金の徴収を請求すべきところ、これを怠っているとして、高崎市に対して当該入所施設へ介護報酬の返還と加算金の徴収を請求することを求めたものである。

- (4) 「第70-1号文書」は、実施機関が、介護保険法等の関係法令の抜粋を提示しつつ、当該入所施設では法令等に定められた事務手続に適正を欠く取り扱いが見られるものの、入所者には必要なサービスが提供されていたものと判断され、その提供したサービスに対して高崎市から施設介護サービス費等の介護報酬の支払いを受けたことは、介護報酬の架空請求等の不正事件とは異質なものであり、介護報酬の返還及び加算金の徴収の対象となる「偽りその他不正の行為」とまでは言い切れず、請求に理由はないとして本件監査請求を棄却するとした監査の結果を通知したものである。

- (5) したがって、「第70-1号文書」は、施設サービス計画に基づいていない施設サービスに対し、高崎市長が施設サービス費を支払ったことが、介護保険法違反であるとした行政文書ではなく、請求人が求める情報には当たらない。

実施機関は、その他にも本件請求に係るような行政文書を作成及び取得していないので、行政文書不存在と決定したものである。

第5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

- (1) 実施機関は本件行政文書を、高崎市が介護老人保健施設「●●」の施設サービス計画が未作成であったことを確認している事例について、高崎市長が

介護サービス費を支払ったことが介護保険法違反であることが分かる行政文書と解した上で、そのような行政文書は作成及び取得しておらず本件処分を行ったとしている。

請求人が本件審査請求において公開すべき旨を示唆する「第70-1号文書」は、本件監査請求に係る監査の結果を通知したものであり、本件監査請求事案について、介護保険法等の関係法令の抜粋を掲載して、当該介護老人保健施設において法令等に定められた事務手続に適正を欠く取り扱いがあったことを指摘してはいるが、介護保険法に定める「偽りその他不正の行為」とまでは言い切れず、高崎市長が当該介護老人保健施設に介護サービス費を支払ったことに関しては、違法又は不当な財務会計上の行為には当たらないとして本件監査請求を棄却するとしたものである。よって「70-1号文書」には、高崎市長が介護サービス費を支払ったことが介護保険法違反に当たるという内容の記載はなく、本件行政文書には該当しないと主張する。

- (2) 一方、請求人は、本件行政文書は「第70-1号文書」に記載されている介護保険法第8条第28項を抜粋した部分であり、「第70-1号」は、実施機関自らが作成したものであることから、本件処分の取消しを求めると主張する。
- (3) 「第70-1号文書」の7から10ページ項目「第3監査の結果」には、「本件監査に係る主な法令等」として、介護保険法等の条文の一部を抜粋して掲載している。その中の介護保険法第8条第28項は、同法における「介護老人保健施設」及び「介護保険サービス」の定義を規定する条文であり、請求人が主張する「施設サービス計画に基づいていない施設サービスに対し、高崎市が施設サービス費を支払ったことが、介護保険法違反であることが分かる情報」とは認められず、当該抜粋部分は、本件請求により請求人が求めている情報に該当するものとはいえない。
- (4) 実施機関は、「第70-1号文書」において、高崎市長が介護サービス費を支払ったことに関して、違法又は不当な財務会計上の行為には当たらないとして住民監査請求を棄却するとしていることから、実施機関において本件行政文書を作成及び取得していないという主張に、特段の不自然な点は認められない。

2 結論

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人の実施機関に対するその他の主張は、本答申の判断を左右するものではない。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年 3月 7日	諮問
平成30年 3月26日	請求人からの意見書を受領
平成30年 3月29日 平成30年 8月 8日 平成30年 9月27日	調査、審議
平成30年11月15日 平成30年12月20日	答申調整
平成31年 2月 7日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	竹内 健
委 員	越澤 恭行